事業者の皆さま向けセミナー

Ⅰ　長期使用製品安全点検･表示制度について

Ⅱ　石油燃焼機器、リチウムイオン蓄電池及び ガスコンロの製品指定について

平成21年3月10日

経済産業省

Ⅰ　長期使用製品安全点検・表示制度について

（１）長期使用製品安全点検・表示制度創設の背景

Ⅰ（1） 長期使用製品安全点検・表示制度創設の背景

①これまでの製品安全対策－事前規制

- **製品を指定**し、**技術基準**を定める。
  製造・輸入事業者は、技術基準に適合するよう製造・輸入しなければならず、適合しないものは**出荷できない**。
- **販売事業者**等は、技術基準に適合する**表示の付された製品**でなければ**販売できない**。

②事後規制－事故の再発・拡大防止

・行政に事故情報が適切に報告されていない事故事例があったことを受け、平成18年臨時国会において**消費生活用製品安全法が改正**され、重大製品事故報告・公表制度が平成１９年５月１４日からスタート。

・**製造・輸入事業者**は、消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知った日から**１０日以内**に経済産業大臣にその旨を**報告**しなければならない。

・**小売販売、修理・設置の事業者**は、消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を**製造・輸入事業者に通知**するよう努めなければならない。

・**製造・輸入事業者**は、必要があると認めるときは**回収等の措置**をとるよう努めなければならず、**販売事業者**は、製造・輸入事業者の回収等の措置に**協力**するよう努めなければならない。

③事後規制－経年劣化事故の未然防止

平成19年臨時国会において消費生活用製品安全法が再び改正され、
長期使用製品安全点検・表示制度が創設された（平成２１年４月１日から施行）

所有者による保守が難しい製品の長期使用に伴って生じた重大製品事故の例

①ガス瞬間湯沸器に係る重大製品事故の例

製品	ガス瞬間湯沸器
使用年数	約16年
事故内容と機器の状況	熱交換器フィン部に多量のすすが付着し、逆バイアス熱電対部の逆起穴もすす詰まりをしていたため**不完全燃焼防止装置（不燃防）が作動せず、一酸化炭素が発生**し続け消費者一名が**死亡**した。
原因	不燃防が作動したのにもかかわらず、**点火を繰り返し**、不燃防不作動となる。換気扇とガス漏れ（CO）警報機の電源が抜いてあり、換気扇を使用せずに使用。

写真1　逆バイアス熱電対部の逆起穴のすす詰まり

写真2　逆バイアス熱電対部の逆起穴の裏側に多量のすす付着

②密閉燃焼式石油温風暖房機に係る重大製品事故の例

製品	密閉燃焼式石油温風暖房機
使用年数	約20年
事故内容と機器の状況	**二次エアホース**の送風機側湾曲部の外側にV字型の**孔が生じ**ていた結果、燃焼用空気の供給が減少し、**一酸化炭素が漏れ出し**て、消費者一名が**死亡**、一名が**重体**となった。
原因	二次エアホースにオゾン、熱等による**劣化から生じた亀裂が成長**して発生した孔によって、二次エアの供給不足、不完全燃焼、更に一酸化炭素の高濃度化がもたらされた。加えて、給排気筒の防虫網と不完全燃焼により発生したすすの影響で熱交換器が一部閉塞し、異常を助長した。
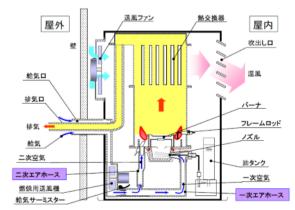
図　密閉燃焼式石油温風暖房機の断面図

③浴室用電気乾燥機に係る重大製品事故の例

製品	浴室用電気乾燥機
使用年数	約２０年
事故内容と機器の状況	浴室の**天井裏**に設置されていた浴室換気乾燥機の**ターミナルボックス部**から**発火**し、火災が生じた。
原因	**長期使用**により、浴室に面するターミナルボックス部の**ふたが反って**、取り付けられた天井との間に**隙間**ができ、そこから浴室の高湿度の空気が進入して、機器と電源電線の**接続部**を**腐食**させた。腐食した接続部は接触抵抗が増加し、異常過熱のうえ**発煙･発火**に至った。
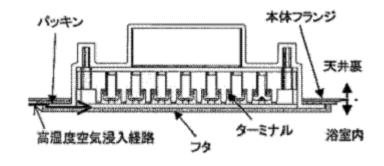
図１ 浴室用電気乾燥機のターミナルボックス部

図２ 浴室用電気乾燥機の設置形態

Ⅰ　長期使用製品安全点検・表示制度について
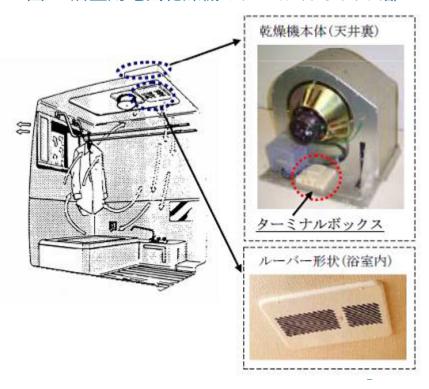
（２）長期使用製品安全点検制度の概要

特定保守製品

「**消費生活用製品**のうち、長期間の使用に伴い生ずる劣化（**経年劣化**）により**安全上支障が生じ**、一般消費者の生命又は身体に対して**特に重大な**危害を及ぼすおそれが**多い**と認められる製品であって、使用状況等からみてその適切な**保守を促進**することが適当なものとして**政令で定める**ものをいう。」（法第2条第4項）

要件① 消費生活用製品であること

→ 一般消費者の生活の用に供される目的で、通常、市場で一般消費者に販売されるもの

→ たまたま店舗等で使用されている場合でも、市場で**一般消費者向けに販売されているもの**は「消費生活用製品」

要件② 経年劣化により安全上の支障が生じるおそれがあること

→ 劣化しても安全上支障が生じないものは問題ない

→ **燃焼系**の機器や、**高圧・大電流系**の電気製品等はいったん支障が生じると、危害を及ぼすおそれがある

要件③ 一般消費者の生命又は身体に特に重大な危害を及ぼすおそれが多いこと

→ 経年劣化による事故発生率が高く、**潜在的に危険性が高い**製品

要件④ 使用状況等からみて適切な保守を促進することが適当であること

→ 点検してまで使い続けるというニーズがないものにつき、保守を促進することは必要でない

→ 消費者が自分で適切に保守できるような簡便な構造のものは保守を促進するに足りない

→ **長期に使用されがち**であり、かつ、消費者自身による保守が難しい**設置・組込型**製品等が該当

特定保守製品として指定の製品（**9品目**）（施行令別表第3）

- ✓屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、ＬＰガス用）
- ✓屋内式ガスふろがま（都市ガス用、ＬＰガス用）
- ✓石油給湯機
- ✓石油ふろがま
- ✓密閉燃焼式石油温風暖房機
- ✓ビルトイン式電気食器洗機
- ✓浴室用電気乾燥機

経年劣化による重大事故発生率（特定保守製品指定製品）

電気用品	経年劣化による重大事故発生率(PPM)	ガス・石油機器	経年劣化による重大事故発生率(PPM)
食器洗い乾燥機（ビルトイン型）	2.03	石油ふろがま*2	7.25
浴室換気乾燥機	1.23	石油給湯器*3	5.30
エアコン	1未満	ガスバーナー付ふろがま（屋内式）*2	3.49
換気扇	1未満	ガス瞬間湯沸器（屋内式）*4	1.89
観賞魚用ヒーター	1未満	ＦＦ式石油温風暖房機	1.11
観賞魚用ポンプモーター	1未満	ＦＦ式ガス温風暖房機	1未満
食器洗い乾燥機（卓上型）	1未満	ガス衣類乾燥機	1未満
扇風機	1未満	ガスこんろ	1未満
テレビ（ブラウン管式）	1未満	ガス瞬間湯沸器（屋外式）*4	1未満
電気アイロン	1未満	ガスストーブ	1未満
電気衣類乾燥機	1未満	ガスバーナー付ふろがま（屋外式）*2	1未満
電気カーペット	1未満	ガスファンヒーター	1未満
電気ストーブ	1未満	カセットこんろ	1未満
電気洗濯機	1未満	石油ストーブ	1未満
電気こたつ	1未満	石油ファンヒーター	1未満
電気こんろ	1未満		
電気トースター	1未満		
電気ふとん・電気毛布	1未満		
電気冷蔵庫	1未満		
電子レンジ	1未満		
ふとん乾燥機	1未満		
ヘアードライヤー	1未満		

（表中、１ｐｐｍ未満はそれぞれ５０音順に並べている）

＊１：本表において示した事故発生率は、現時点での事故データ等に基づく結果であり、今後の事故データの追加等によって変動する可能性がある。
＊2：給湯機能付のものを含む。
＊３：貯湯型のものを含む。
＊４：瞬間型でない貯湯型の湯沸器を含む。

〔対象〕 電気用品： 消防庁火災データより火災発生件数の多い消費生活用の電気製品の上位20品目（コード、プラグ類等を除く。）
ガス・石油機器： （社）日本ガス石油機器工業会が保有する重大事故情報における主要な全品目

〔算出式〕

経年劣化による重大事故発生率（PPM）
＝ （a） 重大製品事故の発生率（PPM） ×
（b） 経年劣化重大製品事故件数割合（%）

- （a）については、2000年度から2006年度の「①重大製品事故件数」の年度平均を2006年度における「②残存台数」で割った数値。
①重大製品事故件数は、捕捉可能なデータにより最大値を求めることを基本とし、消防庁火災データ、（社）日本ガス石油機器工業会が保有する重大事故情報、経済産業省原子力安全・保安院が保有する事故情報及び（独）製品評価技術基盤機構（NITE）が保有する全事故情報より重大製品事故の件数を重複を除きつつ各品目について合計したもの。②残存台数は、（財）家電製品協会や（社）日本ガス石油機器工業会等が保有する各品目の出荷台数及びアンケート調査に基づく各品目の残存率等のデータを用いて経済産業省が推計したもの（残存台数）。
- （b）については、NITEの2000年度から2007年5月の全事故情報より、事故発生時点における製品の使用期間が10年以上経過した、消費者の長期使用による経年劣化によって起きた重大製品事故を抽出し、各品目の全重大製品事故件数に占める経年劣化による重大製品事故件数の割合を算出したもの。

制度の主要な流れ

①特定保守製品への表示（設計標準使用期間、点検期間等）、書面・所有者票添付の義務付け

②重要事項の説明の義務付け

③所有者による所有者情報の提供（登録・変更）責務と特定保守製品取引事業者の協力責務

④所有者情報の適切な管理等の義務付け
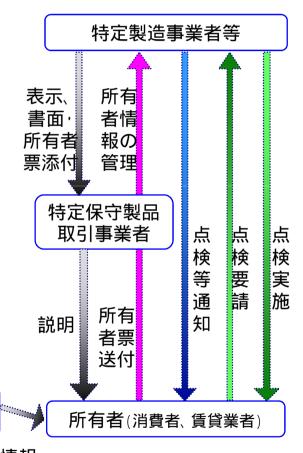
⑤点検の必要性等に関する通知の義務付け

⑥所有者の点検実施責務

⑦点検応諾及び点検実施体制整備の義務付け

⑧関連事業者の情報提供責務

設計標準使用期間及び点検期間

- **設計標準使用期間**（標準的な使用条件（温度、湿度等の使用環境、電源電圧、運転負荷、運転時間等の使用条件、運転回数等の使用頻度）**の下で安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間**（加速試験、耐久試験等の科学的試験を行った結果算出された数値等に基づき終期を設定）を**定めなければならない**（法第32条の３第１号、省令第５条第１号）

- **点検期間**（設計標準使用期間の終期の前後にそれぞれ６月～１年６月の期間）を**定めなければならない**（法第32条の３第２号、省令第５条第２号）

Ⅰ　長期使用製品安全点検・表示制度について
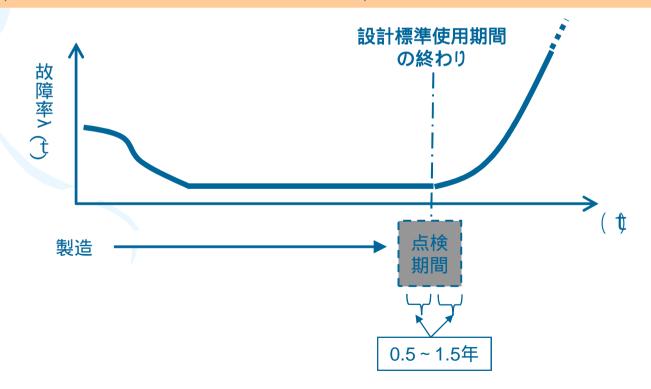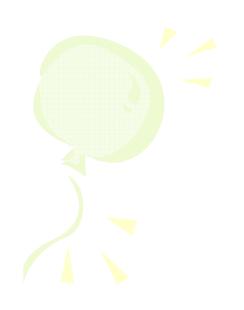
（３）特定製造事業者等の役割

特定製造事業者等の義務

特定保守製品の製造・輸入事業者（特定製造事業者等）は、製品の技術情報を持ちうる者であることから、製品の所有者に対して点検等の保守に関する情報を提供し、所有者の保守に関する取組をサポートするための役割を担う。

- ・事業の届出義務（法第32条の2）
- ・製品への表示義務（法第32条の3、法第32条の4第1項）
- ・製品への書面・所有者票の添付義務（法第32条の４第２～第３項）
- ・製品の所有者情報の管理等義務（法第32条の９～11、法第32条の13）
- ・点検通知義務（法第32条の12）
- ・点検実施義務（法第32条の15）

→ 法施行日（平成21年4月1日）以降に製造・輸入された製品に限る

- ・点検等の保守サポート体制の整備義務（法32条の18～19） → 既販品も対象

点検等の保守サポート体制の整備義務

①特定保守製品の経年劣化による危害を防止するため、**点検**その他の保守を実施するために必要な**体制整備**のための**判断基準**を国が定める(法第32条の18) **※既販品も含む**

＜省令で定める判断の基準(省令第13条)＞

- **点検を行う事業所の配置** 地理的条件、交通事情、販売状況等を勘案して、点検が能率的に行われるよう適正に配置し、各事業所に点検を行う技術者を確保する
- **点検料金の設定** 適正な原価を著しく上回らないものとして定められた技術料、出張料等の費用の合計とする
- **点検料金の公表・告知** 点検料金の設定基準をインターネット等で公表し、点検を求められた場合、点検に先立って内訳、目安を伝える
- **点検に必要な手引の作成・管理** 点検基準に基づき(既販品は準ずる)作成し、点検を委託する場合の委託先や第三者機関に送付し、保管を依頼する(既販品を除く)
- **整備に要する部品の保有** 販売状況を勘案して保有期間を定め、保有する(既販品を除く)
- **部品の保有状況に関する情報提供** 点検を求められた場合、点検に先立って部品の保有状況を伝える
- **点検期間にあるものについての情報提供** 点検期間(既販品は相当する期間)にある製品の型番号等をインターネット等で提供する
- **技術的講習の実施** 点検を行う技術者に講習を定期的に行う(委託する場合には、講習等を行う)
- **点検結果の記録** 点検結果を記録し、一定期間(3年間)保管する
- **点検結果の伝達** 点検結果は、点検を求めた者に適切な方法(書面を交付する等)で伝える

②特定製造事業者等は、**判断基準を勘案**して、適切な点検その他の保守のために必要な体制を**整備しなければならない**(法第32条の19) **※既販品も含む**

Ⅰ　長期使用製品安全点検・表示制度について

（４）特定保守製品取引事業者の役割

特定保守製品取引事業者の義務・責務

特定保守製品取引事業者には、特定保守製品又は設置した建物を販売する際に、2つの義務・責務。

●購入者に対し、所有者票に記載されている法定事項の説明の義務※があります。 説明義務違反は勧告・公表（命令・罰則はなし）

●ユーザー登録（所有者票の投函）への協力の責務※があります。

※ 義務・責務の対象となる製品は平成21年4月1日以降に製造・輸入されたもので、製品の見やすいところに「特定保守製品」と表示されています。

※ 新築だけでなく既存建物のリフォームであっても、製品が平成21年4月1日以降に製造・輸入されたものであれば、義務・責務が生じます。

※ 製品に「特定保守製品」の表示が無いなど、対象製品かどうかが分からない場合は、義務・責務はありません。

表面

郵便はがき

料金受取人払
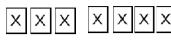
（受取人）

ＸＸ局私書箱ＸＸ号

株式会社ＡＢＣ

お客様カード登録係 行

特定保守製品
1. 製品名　XX-XXXXXX
2. 特定製造事業者等名　株式会社ABC
〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
3. 製造年月　20XX年XX月
4. 製造番号　XXXX-XXXXXX
5. 設計標準使用期間　△△年
6. 点検期間　20XX年XX月～20XX年XX月

販売事業者（特定保守製品取引事業者）記入欄

販売事業者：
説明年月日：20□□年□□月□□日

SAQ0491

お客様控え所有者票

■お客様へ（法定説明事項）
お買上頂きました製品は、平成21年4月1日施行の消費生活用製品安全法（消安法）で指定される「特定保守製品」です。この製品の所有者は、消安法上、次のことが求められています。

・この製品は、経年劣化により危害を及ぼすおそれがあるため、この製品の所有者は、点検期間に点検を行う（有償の法定点検）などの保守を行うことが求められています。

・この製品の所有者は、この所有者票を送付することなどにより、この製品の製造・輸入事業者に所有者登録することが求められています。

・この製品の所有者は、所有者登録の情報に基づいて、この製品の製造・輸入事業者から、点検期間の始まる時期に、法定点検の通知を受けることになっています。

・この製品の所有者は、所有者登録の情報に変更があった場合は、変更の登録が求められます。裏面の所有者登録の連絡先又は製品に表示の連絡先に速やかに連絡をお願い致します。

・所有者登録のため、この製品の所有者から、この所有者票をお渡し頂くなどにより、所有者情報のご提供を受けた場合には、販売事業者はこの所有者票を返送代行するなどの方法によって、この製品の製造・輸入事業者に所有者情報を速やかに提供することについて協力することになっています。

■販売事業者（特定保守製品取引事業者）様
・販売事業者は、消安法上、この製品をお客様に引き渡す際、上記項目を説明する義務があります。
・販売事業者は、所有者登録のためお客様（所有者）から所有者情報の提供を受けた場合は、本所有者票の送付又は裏面の登録方法などによってこの製品の製造・輸入事業者に速やかに提供して下さい。

販売事業者（特定保守製品取引事業者）記入欄

販売事業者：
説明年月日：20□□年□□月□□日

所有者票のイメージ

※　所有者票は、製品毎に同梱されています。
※所有者票を示して、説明し記入してもらって、返送してください。

法定説明事項

※　所有者票には、製品に表示されている「設計標準使用期間」などが記載されています。

裏面

お客様控え所有者票

様の控えとなります。
に大切に保管して下さい。

■所有者登録の方法
所有者票、インターネット、携帯電話、電話のいずれかよりご登録下さい。
・**所有者票（返信はがき）でのご登録**
所有者票に所定事項をご記入のうえ、ミシン目で切り取って返信して下さい。
インターネット、携帯電話、電話からご登録頂く場合は、所有者票の返信は不要です。
・**インターネットでのご登録**（各社任意事項）
http://www.abc.co.jp/user/へアクセスし、画面の案内にしたがって登録して下さい。
・**携帯電話でのご登録**（各社任意事項）
右のQRコードもしくはhttp://www.abc.co.jp/user/で携帯サイトにアクセスし、画面にしたがって登録して下さい。
・**電話でのご登録**（各社任意事項）
株式会社ABCお客様相談センター 0120-XX-XXXXへご連絡下さい。
受付時間は平日9:00～17:00です。

■所有者登録頂いた情報は消安法、個人情報保護法及び当社規定により適切な安全対策のもとに管理し、法定点検、リコール等

所有者票（返信用）

お客様記入欄
・※箇所は消安法で求められる記入必須項目です。
・物件管理会社様へ法定点検通知を送付ご希望の場合は②も記入下さい。
・お客様記入欄には「個人情報保護シール」を貼付してご返信下さい。

①特定保守製品所有者情報

フリガナ	
※お名前	
※法定点検通知等送付先ご住所	〒□□□－□□□□　都道府県 市　区郡 アパート・マンション名　部屋番号　号室
電話番号	－　－　FAX番号　－　－
※法定点検等通知方法	□郵送による通知のみ希望 □E-mailによる通知のみ希望　□郵送と両方希望（各社任意事項） E-mailアドレス：　@
次欄に製品ご使用の住所をご記入下さい。 □上記住所と同じ場合は記入不要です。この場合は左記□にチェックを入れて下さい。	
※製品の所在場所	〒□□□－□□□□　都道府県 市　区郡 アパート・マンション名　部屋番号　号室

株式会社ＡＢＣ

お客様カード登録係 行

特定保守製品

1. 製　品　名　　XX-XXXXXX
2. 特定製造事業者等名　株式会社ABC
〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町**
3. 製　造　年　月　　20XX年XX月
4. 製　造　番　号　　XXXX XXXXXX
5. 設計標準使用期間　　△△年
6. 点　検　期　間　　20XX年XX月～20XX年XX月

販売事業者（特定保守製品取引事業者）記入欄

販売事業者：
説明年月日：20□□年□□月□□日

SA08491

業者から、点検期間の始まる時期に、法定点検の通知を受けることになっています。

・この製品の所有者は、所有者登録の情報に変更があった場合は、変更の登録が求められます。裏面の所有者登録の連絡先又は製品に表示の連絡先に速やかに連絡をお願い致します。

・所有者登録のため、この製品の所有者から、この所有者票をお渡し頂くなどにより、所有者情報のご提供を受けた場合には、販売事業者はこの所有者票を返送するなどの方法によって、この製品の製造・輸入事業者に所有者情報を速やかに提供することについて協力することになっています。

■販売事業者（特定保守製品取引事業者）様
・販売事業者は、消安法上、この製品をお客様に引き渡す際、上記項目を説明する義務があります。
・販売事業者は、所有者登録のためお客様（所有者）から所有者情報の提供を受けた場合は、本所有者票の送付又は裏面の登録方法などによってこの製品の製造・輸入事業者に速やかに提供して下さい。

販売事業者（特定保守製品取引事業者）記入欄

販売事業者：
説明年月日：20□□年□□月□□日

説明し記入してもらって、返送してください。

法定説明事項

※　所有者票には、製品に表示されている「設計標準使用期間」などが記載されています。

裏面

お客様の控えとなります。
大切に保管して下さい。

お客様控え 所有者票

■所有者登録の方法
所有者票、インターネット、携帯電話、電話のいずれかよりご登録下さい。
・**所有者票（返信はがき）でのご登録**
所有者票に所定事項をご記入のうえ、ミシン目で切り取って返信して下さい。
インターネット、携帯電話、電話からご登録頂く場合は、所有者票の返信は不要です。
・**インターネットでのご登録**（各社任意事項）
http://www.abc.co.jp/user/へアクセスし、画面の案内にしたがって登録して下さい。
・**携帯電話でのご登録**（各社任意事項）
右のQRコードもしくはhttp://www.abc.co.jp/user/で携帯サイトにアクセスし、画面にしたがって登録して下さい。
・**電話でのご登録**（各社任意事項）
株式会社ABCお客様相談センター 0120-XX-XXXXへご連絡下さい。
受付時間は平日9:00～17:00です。

■所有者登録頂いた情報は消安法、個人情報保護法及び当社規定により適切な安全対策のもとに管理し、法定点検、リコール等製品安全に関するお知らせをする場合以外には使用致しません。

■所有者登録情報の変更又は法定点検についてのお問合せは、下記連絡先又は表面の点検連絡先までご連絡下さい。ホームページでは法定点検に関するご案内をしております。
株式会社ABCお客様相談センター 0120-XX-XXXX

1. 製　品　名　　XX-XXXXXX
2. 特定製造事業者等名　株式会社ABC
〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町**
3. 製　造　年　月　　20XX年XX月
4. 製　造　番　号　　XXXX-XXXXXX
5. 設計標準使用期間　　△△年
6. 点　検　期　間　　20XX年XX月～20XX年XX月
7. 問合せ連絡先　　株式会社ABC お客様相談センター 0120-XX-XXXX

所有者票（返信用）

お客様記入欄
・※箇所は消安法で求められる記入必須項目です。
・物件管理会社様へ法定点検通知を送付ご希望の場合は②も記入下さい。
・お客様記入欄には「個人情報保護シール」を貼付してご返信下さい。

①特定保守製品所有者情報

フリガナ			
※お名前			
※法定点検通知等送付先ご住所	〒□□□－□□□□　都道府県 市　区郡 アパート・マンション名　部屋番号　号室		
電話番号	－　－	FAX番号	－　－
※法定点検等通知方法	□郵送による通知のみ希望 □E－mailによる通知のみ希望　□郵送と両方希望（各社任意事項） E－mailアドレス：　＠		

次欄に製品ご使用の住所をご記入下さい。
上記住所と同じ場合は記入不要です。この場合は左記□にチェックを入れて下さい。

※製品の所在場所	〒□□□－□□□□　都道府県 市　区郡 アパート・マンション名　部屋番号　号室

次の②にご記入いただいた場合、点検通知はこちらのご住所に送付いたします。

② 物件管理会社情報

法人名称			
所在地	〒□□□－□□□□　都道府県 市　区郡 建物名称		
電話番号	－　－	FAX番号	－

表面（お客様控え 所有者票）の「お客様へ（法定説明事項）」の各項目について、販売事業者から説明を受けましたか？ □にチェックを入れて下さい。
□はい　□いいえ

購入者に記入してもらい、所有者票を回収して投函

法定説明事項の説明義務（補足）

✓説明の相手方は一般消費者に限らない（所有者として家屋賃貸人等の事業者がありうることを考慮）

✓説明すべき時期は、まさに引渡しを行うその時でなければならないわけではなく、引渡しと時間的に先後することは許される（ただし時間的に密接であることは必要）

✓説明は、特定保守製品を設置する事業者に委託することもできる。ただし、委託された者がきちんと説明をしなかった場合には、その責任は特定保守製品取引事業者にある。

✓取得者が、①製品又は製品が付属する建物を再度譲渡することを目的として取得しようとする者（卸業者、建物の転売）の場合、②製品又は製品が付属する建物を賃貸することを約して取得しようとする者（セール・アンド・リースバック）の場合、③製品の知識を有し、保守を的確に遂行することができる者（ＡＭ業者・ＰＭ業者）に委託することとして取得しようとする者の場合、④製品を廃棄する旨を申し出て建物を取得しようとする者の場合、⑤建物に製品を付属させ、建物を譲渡することを目的として取得しようとする者の場合は説明不要となる。

✓卸業者等の流通段階の販売事業者には法律上、説明義務は課されないが、特定保守製品に関して特定保守製品取引事業者には義務・責務が発生することを、取引先に対して説明をお願いします。

所有者情報の提供の協力責務（補足）
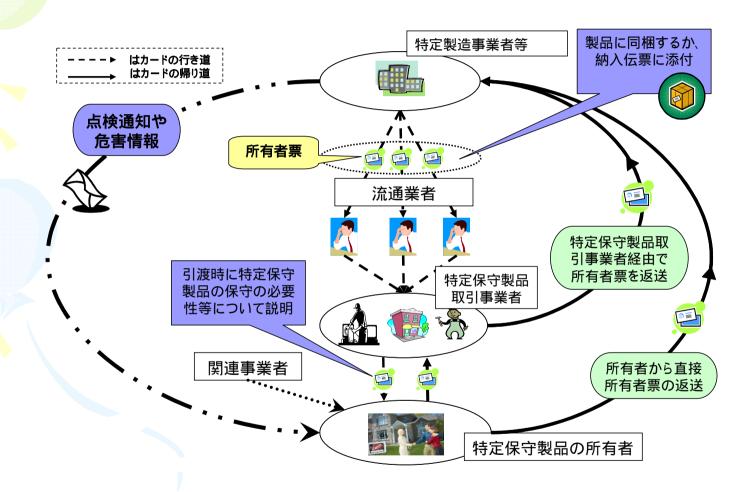
※協力の方法としては、所有者票を代わって送付することのほか、ウェブ登録を設けているような特定製造事業者等の製品の場合にはウェブ登録を代わって行うといったこと、一覧表にしてまとめて送付するといったことが考えられる。

Ⅰ　長期使用製品安全点検・表示制度について

（５）関連事業者の役割

所有者への情報提供の責務

特定保守製品の取引の仲介（不動産取引仲介業者等）、修理・設置、ガス・電気・石油供給を行う事業者（**関連事業者**）は、製品の所有者に対して、点検等の保守や所有者登録等の必要性についての情報が円滑に提供されるよう努めなければならない。（法第32条の7）

※1 行政処分は伴わない　※2 法施行日（平成21年4月1日）以降に製造・輸入された製品に限る

具体例

①不動産取引仲介業者
建物の売主から買主に対して渡される**設備表**に、特定保守製品に関する記載を設ける

②設置事業者
引越、リフォーム工事に伴う設置のような場合に、所有者登録内容の更新等の必要性を伝える

③修理事業者
修理の際に所有者登録されているか、されていなければ登録等の必要性を伝える

④エネルギー供給業者
保安点検・調査の結果や料金等を需要家に対して通知するにあたり、**書面・チラシ**等を配布する場合は、当該書面等に所有者登録・変更等の必要性を記載する。また、需要家と対面する機会に所有者登録等の必要性を伝える。

仲介業者用定型書式のイメージ

①特定保守製品（屋内式ガス瞬間湯沸器、屋内式ガスふろがま、石油給湯機、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機）の**設置の有無**

②特定保守製品とは、消費生活用製品安全法第2条第4項により指定されている製品で、製品の所有者に**所有者登録等の責務**と**点検等の責務**が課されています。

所有者への情報提供の責務（補足）

- ✓情報提供の相手方は一般消費者に限らない（所有者として家屋賃貸人等の事業者がありうることを考慮）
- ✓情報提供すべき時期は、所有者に接する機会や所有者へ何らかの連絡をする機会
- ✓製品に「特定保守製品」の表示が無いなど、対象製品かどうかが分からない場合は、義務・責務はありません。
- ✓義務・責務の対象となる製品は、平成21年4月1日以降に製造・輸入されたもので、製品の見やすいところに「特定保守製品」と表示されている。
- ✓同梱の所有者票は捨てずに、特定保守製品取引事業者に確実に渡す。（特定保守製品取引事業者から指示をされている場合は当該指示に従う）。

Ⅰ　長期使用製品安全点検・表示制度について

（６）所有者の役割

所有者情報の提供の責務及び点検等の保守の責務

- 特定保守製品の**所有者**は、特定製造事業者等に対して、**所有者情報を提供する責務**を負う（法第32条の8第1項）
- 特定保守製品の**所有者**は、事故が生じた場合に他人に危害を及ぼすおそれがあることに留意し、**点検を行う等その保守に努める**ものとする（法第32条の14）
- 特に、特定保守製品を**賃貸の用に供する事業者**は、賃借人の安全に配慮すべき立場にあることからも特にその保守が求められる（法第32条の14第2項）

※1 行政処分は伴わない　※2 法施行日（平成21年4月1日）以降に製造･輸入された製品に限る

製品がいったんエンドユーザー（消費者）の手に渡った後は、所有者が管理するのが原則
→**消費者基本法**にも「消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない」（同法第7条第1項）とあることを受け、所有者の責務を規定
∵管理を怠ることにより事故が発生すれば、自己だけではなく**第三者にも危害が及びうる**

Ⅰ　長期使用製品安全点検・表示制度について

（７）経年劣化に関する情報収集・提供

経年劣化に起因する危害は、特定保守製品に**限らず**起こりうる

事故報告制度によって得られた情報を**国**が分析し、その結果として得られる**経年劣化に関する情報**（例：どのような製品につき経年劣化による危害が生じるか、どのような材料が劣化しやすく、いかなる危害が発生しうるか等）を**公表**する（法第32条の21） ※**既販品**も対象

製造・輸入事業者は、公表された情報を活用し、**設計**や製品への**表示の改善**を行うよう努める（法第32条の22第1項）

例：他社が製造する同種の製品で、経年劣化による危害が発生したという情報が国から公表された場合に、それを生かして**注意喚起表示**を行う

製造・輸入事業者、小売販売事業者は、経年劣化による危害の発生の防止に資する情報を収集し、収集した**情報を一般消費者に提供する**よう努める（法第32条の22第2項） ※**既販品**も対象

例：**カタログ**に「この製品は○○年程度使用すると経年劣化による危害の可能性が高くなります」といった記載を行う

Ⅰ　長期使用製品安全点検・表示制度について

（８）長期使用製品安全表示制度について

長期使用製品安全表示制度（点検制度との違い）

	長期使用製品安全表示制度（本制度）	長期使用製品安全点検制度
規制方法	◆電気用品の技術上の基準を定める省令の改正 →右の消費生活用製品安全法改正を受け、対象となる電気用品の技術基準の遵守事項を追加	◆消費生活用製品安全法の改正 →消費生活用製品の長期使用に関する制度を追加
対象製品	経年劣化による重大事故の発生率が点検制度対象製品まではないものの、発生件数が一定程度の製品（産業用のものを除く。） ➢扇風機 ➢エアコン ➢換気扇 ➢洗濯機（乾燥装置を有するものを除く。）及び脱水機（洗濯機と一体になっているものに限る。） ➢ブラウン管テレビ	経年劣化による重大事故の発生率が一定割合以上の製品 ➢ガス瞬間湯沸器（都市ガス用及びLPガス用） ➢ガスバーナー付きふろがま（都市ガス用及びLPガス用） ➢石油給湯器 ➢石油ふろがま ➢FF式石油温風暖房機 ➢ビルトイン式食器洗機 ➢浴室用乾燥機
内容	◆技術基準適合義務（従来と同様。） →追加項目（長期使用時の注意喚起表示）の遵守	◆点検制度の遵守 →所有者に対する対象製品の所有者登録、製造事業者等に対する点検応諾、販売事業者等に対する引渡時の説明　等

長期使用製品安全表示制度　～ 表示内容 ～

◆製造年
◆設計上の標準使用期間
◆設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある旨

＜表示例＞

（①ヨコ書き）

	【製造年】　20XX年 【設計上の標準使用期間】　△△年 設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

（②タテ書き）

【製造年】　２０XX年
【設計上の標準使用期間】　△△年
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

◆　文字は判読しやすいように可能な限り大きいことが原則。
（文字の大きさ（高さ）３．０mm程度～が目安）

◆　スペースに限りがある場合は、ある程度距離があっても読める範囲の大きさの文字とすること。
（文字の大きさ（高さ）～２．０mm程度が限度）

◆　表示は、スペースを有効に活用するため、ヨコ書き、タテ書きは問わない。

◆　銘板等に既に製造年を表示している場合、その近傍に本表示をする場合に限り製造年の表示を兼用しても良い。

長期使用製品安全表示制度 ～ 設計上の標準使用期間 ～

設計上の標準使用期間の算定

◆ 当該製品の製造又は輸入事業者が、標準的な使用条件※1の下で使用した場合に安全上支障なく使用することができる標準的な期間として、設計上設定※2するものです。

◆ 標準的な使用条件等の設計標準使用期間の算出根拠を、製品に同梱する取扱説明書等に記載することが望まれます。

◆ また、標準的な使用条件を超えて使用した場合に設計上の標準使用期間が変動してしまうおそれがある場合には、その旨を取扱説明書等に明記することが望まれます。

※１ 設計上の標準使用期間の設定に当たっては、できる限り統一した考え方で設定されることが望まれることから、それぞれの標準的な使用条件について、関係業界団体で定め、現在ＪＩＳ化を進めているところです（２００９年３月制定予定）。

なお、各対象品目の標準的な使用条件については、それぞれの関係業界団体にて目安を公表しております。（以下のホームページアドレスから確認いただけます。）

◎ 扇風機、換気扇、電気洗濯機
【日本電機工業会ホームページ】
http://www.jema-net.or.jp/Japanese/kaden/syouan/useterm.htm

◎エアコン
【日本冷凍空調工業会ホームページ】
http://www.jraia.or.jp/product/home_aircon/use_02_04c.html

◎ブラウン管テレビ
【電子情報技術産業協会ホームページ】
http://www.jeita.or.jp/japanese/anzen/probation/index.html

表 標準的な使用条件(例)

項目	条件
1.家族構成	４人世帯
2.使用環境	－
・温度／湿度	２０℃／６５％
・季節	中間期（春、秋）
・・・	
3.使用条件	
・電源電圧／周波数	100V/200V ／ 50Hz/60Hz
・使用温度	４０℃
・１日使用量	４５６リットル
・用途	洗面、台所、湯張り、シャワー
・・・	
4.使用頻度	
・１日使用時間	８時間
・１年使用日数	３６５日
・・・	・・・

長期使用製品安全表示制度 ～ 設計上の標準使用期間 ～

※２ 製造年を始期として、使用環境、使用条件、使用頻度について標準的な数値（標準的な使用条件）を基礎に、加速試験、耐久試験等の科学的見地から行われる試験（各社それぞれの方法となるもの。）を行って算定された数値に基づき、経年劣化により安全上支障が生じるおそれが著しく少ないことを確認し、又はその旨を判断することができなくなる時期を終期として設定する方法が考えられます。

なお、対象製品の主要部品と同様のものを使用している製品に関する科学的試験の結果算出されたデータを保有している場合（例として、製品のマイナーチェンジ等）には、そのデータ・部品の仕様に基づいて合理的に算出された数値をもって算定することができると考えられます。

◆ 表示された設計上の標準使用期間よりも前に経年劣化を起因とする事故が発生した場合などは、適切な表示が行われていないとして、技術基準に適合していないと見なされる可能性があること、また、当該製品の使用者から期間の設定に関する問い合わせが寄せられる可能性があることから、実際に実施した試験データ等の記録を保管し、説明できる状態にしておくことが望まれます。

～ 設計上の標準使用期間 ～

設計上の標準使用期間の算出

① 標準使用条件を設定（次ページ参照）

② ①を踏まえ、試験条件を設定（例：1．6（時間／回）×5（回／日）×110（日／年）×○年＝●時間）

③ ②を踏まえ、製品全体の耐久試験、加速試験を実施（※）

※ 各社ノウハウによる加速試験や、
構成部品の仕様、耐久試験結果等に基づき合理的に算出された数値を活用することができる

④ 安全上支障が生ずるおそれが著しく少ない、又はその旨を判断することができなくなる年数を設定
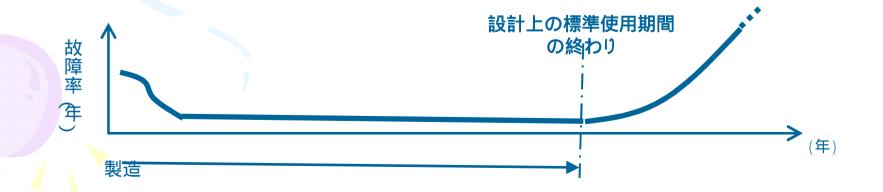
長期使用製品安全表示制度 ～ 製品への表示場所～
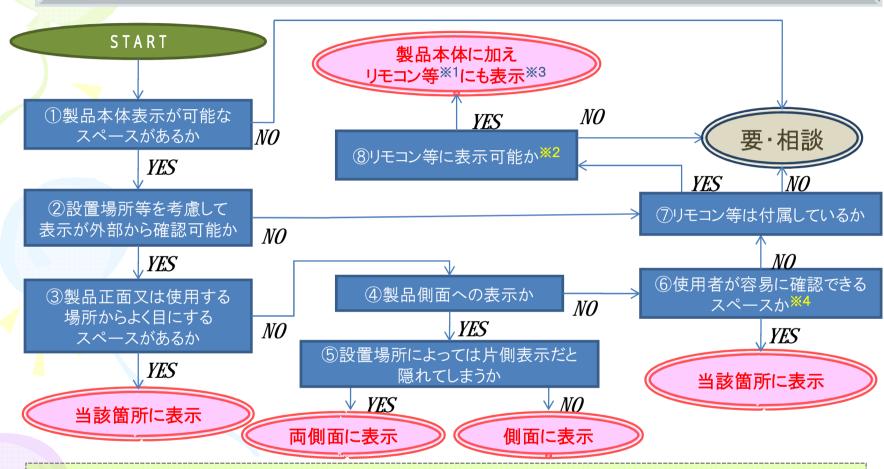
注１　リモコン等とは、リモコン、壁等に据え付けるスイッチ、その他の使用者がよく目にし、かつ、長期間交換等が想定されていない付属品等が考えられる。

注２　リモコンに十分な表示スペースがない、あるいはリモコン等と製品本体が対応していないため製造年や標準期間が明記できない等が判断基準となる。

注３　本体に表示するとともに、リモコンにも最小限の情報として「本体の表示」や「取扱説明書」を見るよう促す旨を記載すること。

注４　高い場所に設置する際の製品下面、目線より低い場所で使用される際の上面、その他の製品使用時によく目にする場所等が該当。

■表示例（扇風機①（リビング扇））

◆正面から見える位置に表示する。
例① 台座の前面又は左右のスペース
② 柱の正面（側面でも表示があることを認識出来れば可）
③ 首の上面
◆柱の後方や、柱に隠れる台座部分は不可。
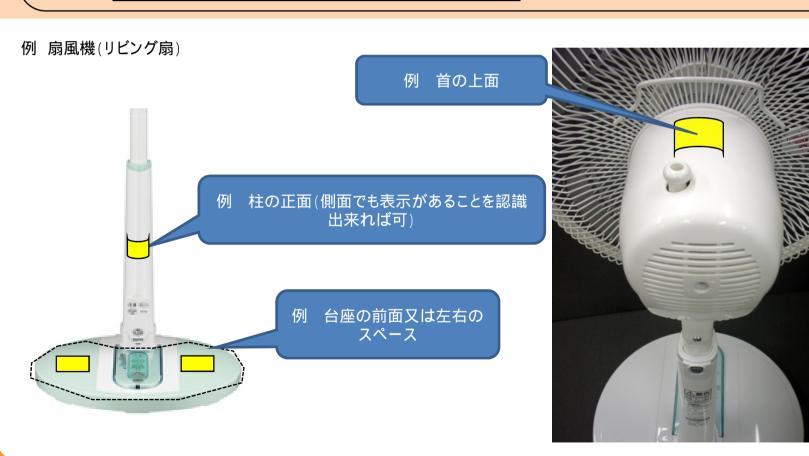
■表示例（扇風機②（壁掛け用））

◆正面から見える位置に表示する。
例① 台座の前面又は左右のスペース
② 首の下面

◆上記のスペースに表示する場合、文字が小さくなって判読しにくくなる等の場合には柱の側面（ただし、両側に表示→例③）に表示する。

◆柱の後方や、柱に隠れる台座部分、首の上面は不可。

例 扇風機（壁掛け扇）
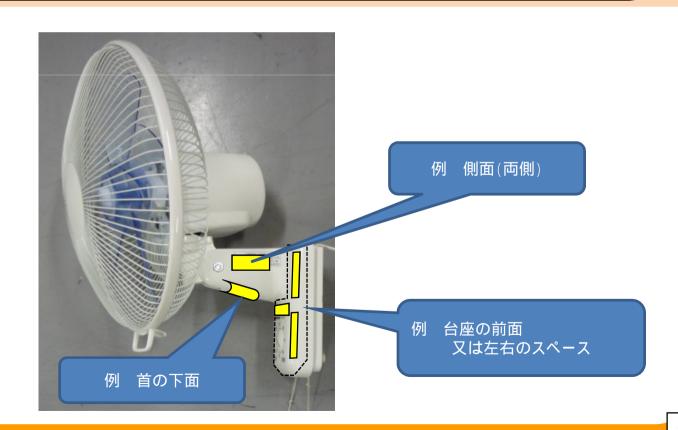
■表示例（扇風機③（天井扇））

◆製品本体に表示。
◆天井扇は、主として本体の表示内容が確認できないくらいの高所に設置されるため、付属のリモコン・スイッチ等にも併せて明記すること。
- ➢原則、製造年、設計上の標準使用期間及び長期使用時の注意を表示。
- ➢本体とコントローラーの流通経路が異なり、本体の製造年や設計上の標準使用期間が特定できない場合は、製造年は「本体に記載」、設計上の標準使用期間は「本体及び取扱説明書に記載。」と表示。
  - → 取扱説明書に上記項目又はそれを確認する方法を記載すること。

例　扇風機（天井扇）

＋
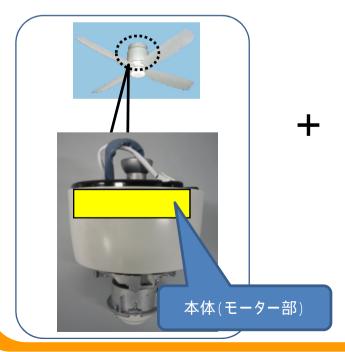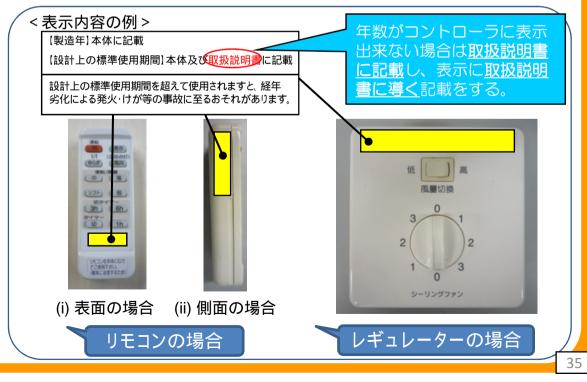
■表示例（換気扇①（天井埋込型））

◆<u>製品本体に表示</u>。
◆天井埋込型は、本体表示が確認しにくいため、<u>ルーバーのスペースに併せて表示</u>。
➢原則、製造年、設計上の標準使用期間及び長期使用時の注意を表示。
➢本体とルーバーの流通経路が異なるなど、本体の製造年や設計上の標準使用期間が特定できない場合は、<u>製造年は「本体に記載」、設計上の標準使用期間は「本体及び取扱説明書に記載。」と表示</u>。
→ <u>取扱説明書に上記項目又はそれを確認する方法を記載</u>すること。
◆コントローラーが付属している場合は、それに併せて表示することが望ましい。
（表示方法については、「扇風機③（天井扇）」と同様。）

例 天井埋込型換気扇
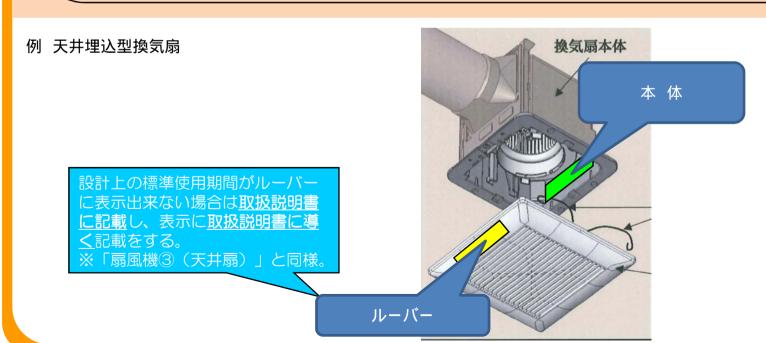
■表示例（換気扇②（パイプ用ファン（トイレの壁取り付け））

◆原則、ルーバー正面に表示。
◆正面への表示よりも確認しやすい場所がある場合、又は正面への表示が不可能な場合は、正面以外の使用者が見える位置。
例① 高所設置時の下面
② 目線程度の高さへの設置時の側面　　等
◆コントローラーが付属している場合は、それに併せて表示することが望ましい。
（表示方法については、「扇風機③（天井扇）」と同様。）

例　パイプファン（トイレの壁取り付け）

＜正面以外の表示例＞
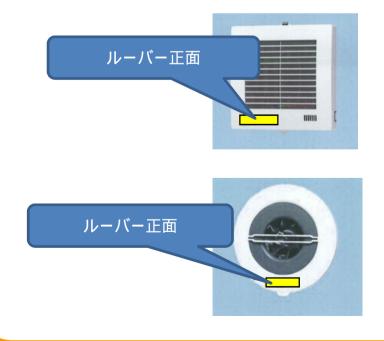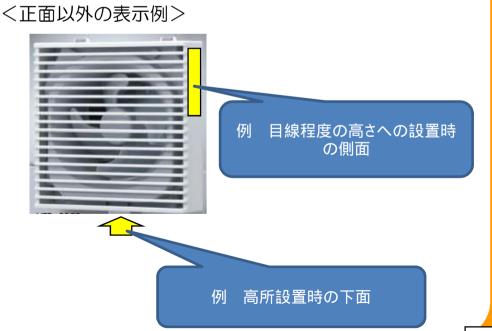
■表示例（換気扇③（一般換気扇（居室及び台所の壁取付け）））

◆原則、<u>ルーバー正面に表示</u>。
◆正面への表示よりも確認しやすい場所がある場合、又は正面への表示が不可能な場合は、<u>正面以外の使用者が見える位置</u>。
例①　<u>高所設置時の下面</u>
②　<u>目線程度の高さへの設置時の側面</u>　　　　等
◆コントローラーが付属している場合は、それに併せて表示することが望ましい。
（表示方法については、「扇風機③（天井扇）」と同様。）

例　一般換気扇（居室及び台所の壁取付け）
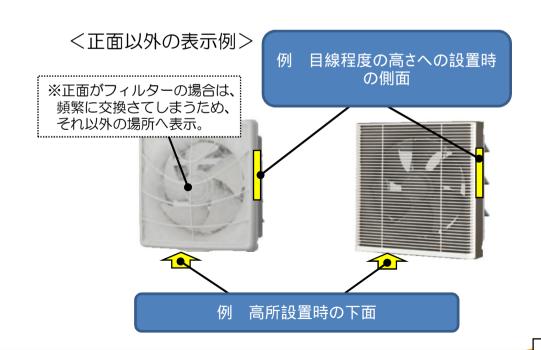
■表示例（換気扇④（レンジフードファン（台所の壁取付け）））

◆フードの表面（例①）又は内面（例②）に表示。
◆コントローラーが付属している場合は、それに併せて表示することが望ましい。
（表示方法については、「扇風機③（天井扇）」と同様。）

例　レンジフード（台所の壁取付け）
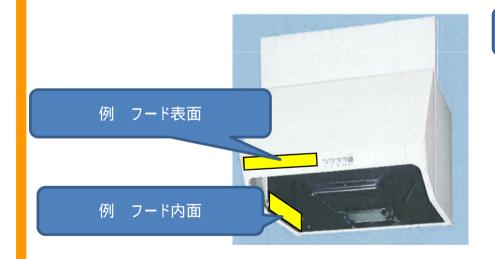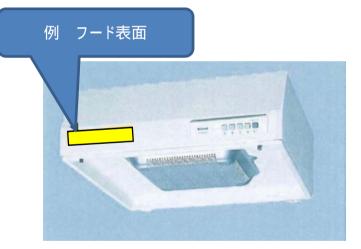
■表示例（換気扇⑤（熱交換型（天井裏につり下げ設置）））

◆<u>製品本体に表示</u>。

◆本体を天井裏に設置するため、

- ➤<u>取扱説明書に本体の表示場所及びその確認方法</u>を掲載すること。（説明図を併せることが望ましい。）
- ➤本体表示が確認しづらいため、コントローラーが付属している場合は、<u>取扱説明書を参照する旨</u>又は<u>確認のためのお問い合わせ先</u>を記載する。

（表示方法・表示内容については、「扇風機③（天井扇）」と同様。）
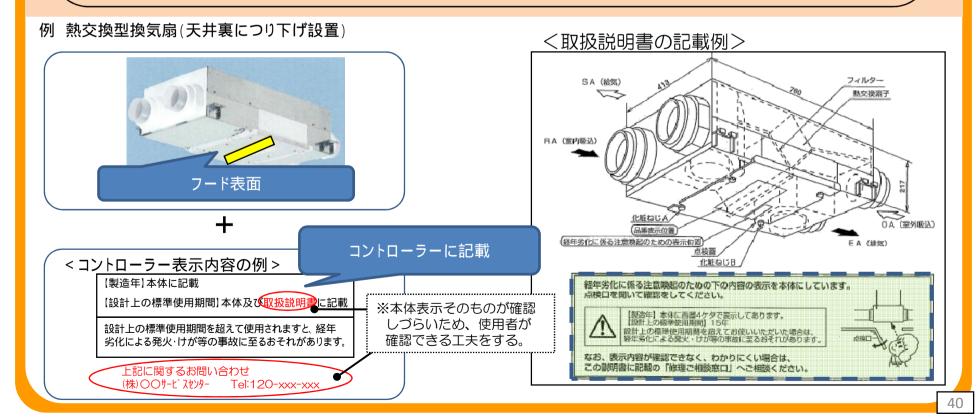
■表示例（換気扇⑤（空調換気扇（壁掛け、壁埋込型）））

◆製品本体（ルーバーを含む。）に表示。
　例①　本体正面
　　②　高所設置時の下面　　　等
◆リモコン等が付属している場合は、それにも併せて表示することが望ましい。
　　（表示方法については、「扇風機③（天井扇）」と同様。）

例　空調換気扇（壁掛け、壁埋込型）
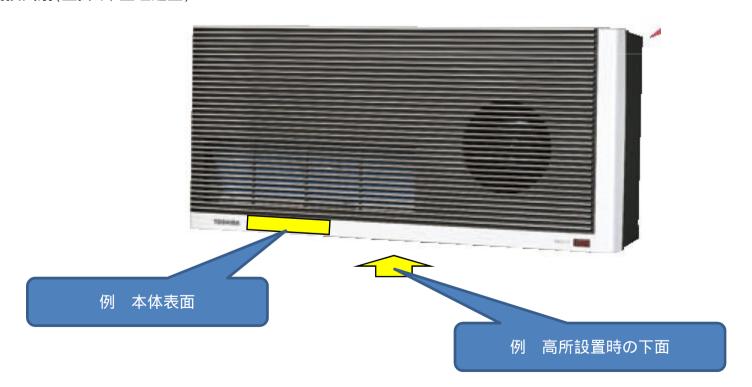
■表示例（電気冷房機）

◆室内機に表示する。
　例①　室内機正面
　　②　高所設置時の室内機底面
◆リモコン等が付属している場合は、それにも併せて表示することが望ましい。
　　（表示方法については、「扇風機③（天井扇）」と同様。）

例　電気冷房機 (室内機)
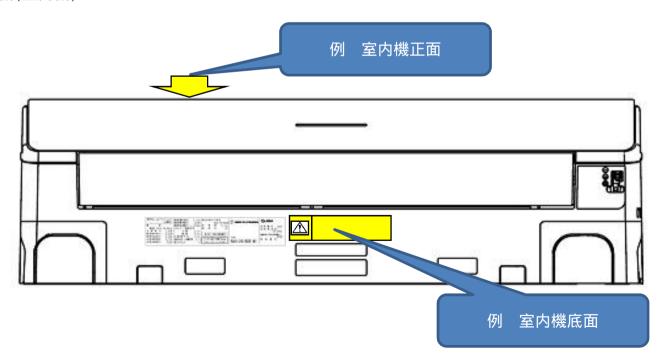
■表示例（電気洗濯機（乾燥装置を有するものを除く。）①）

◆使用する位置から見える場所に表示する。
　例①　本体正面
　　②　ふた上面　　　等
◆使用時に、ふたや扉等よく開閉を行うものであってその裏面が確認しやすいものである場合、当該箇所でも良い。
◆裏面に表示する場合、折りたたみ等で見えにくくなる場所は不可。

例　全自動洗濯機
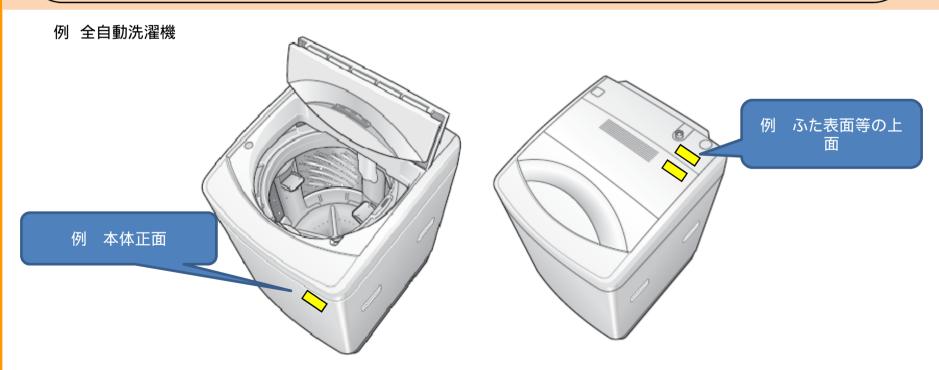
※　上図のように、折りたたみ式のふたの裏面は不可だが、次ページの二槽式洗濯機のように完全に確認できるふたの裏面ならば可。

■表示例（電気洗濯機（乾燥装置を有するものを除く。）②）

◆使用する位置から見える場所に表示する。

例① 本体正面

② ふた上面

③ ふた裏面 等

◆使用時に、ふたや扉等よく開閉を行うものであってその裏面が確認しやすいものである場合、当該箇所でも良い。

◆裏面に表示する場合、折りたたみ等で見えにくくなる場所は不可。

例 二槽式洗濯機
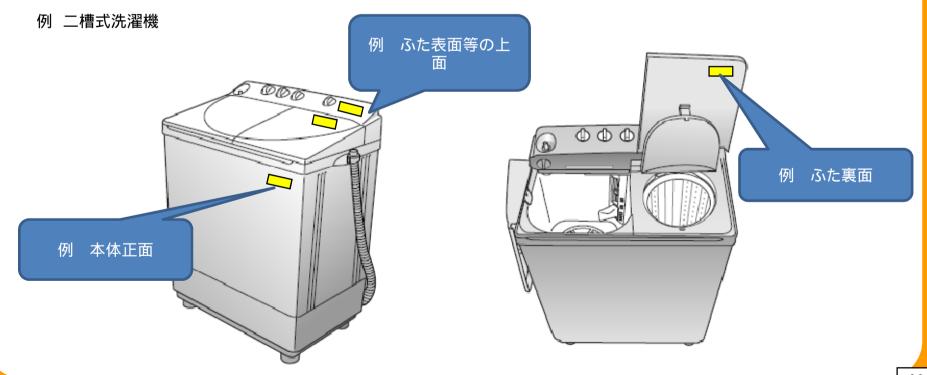
■表示例（ブラウン管テレビ）

◆原則、正面に表示する。
◆スペースがない場合あるいは側面の方がより確認しやすい場合（文字の大きさ等）は側面（正面に近い位置）に表示する。

例　ブラウン管テレビ
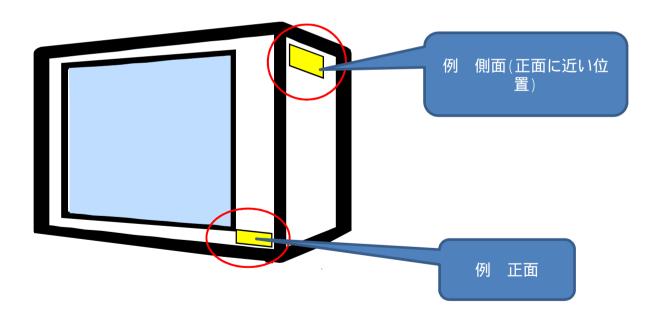
II　石油燃焼機器、リチウムイオン蓄電池及びガスコンロの製品指定について

Ⅱ　石油燃焼機器、リチウムイオン蓄電池及びガスコンロの製品指定について

（１）石油燃焼機器の製品指定

石油燃焼機器が製品指定されました

石油燃焼機器を「消費生活用製品安全法」の規制品目に製品指定し、技術基準省令において具体的な内容を義務付けました。
（平成21年4月1日施行、販売猶予期間は平成23年3月31日まで）

法規制対象：石油給湯機（灯油の消費量70kW以下、熱交換器容量50リットル以下）
・・・空だき防止装置、一酸化炭素濃度基準値遵守等の義務付け
石油ふろがま（灯油の消費量39kW以下）
・・・空だき防止装置、一酸化炭素濃度基準値遵守等の義務付け
石油ストーブ（ファンヒーターを含む）（灯油の消費量12kW以下（開放燃焼式で自然通気型は7kW以下））
・・・不完全燃焼防止装置、カートリッジ給油式ストーブに給油時消火装置等の義務付け（不完全燃焼防止装置は1年間、給油時消火装置は9月間、インターロック機構は9月間の製造猶予期間を設けた）

製品指定によって、PSCマークの表示がない石油燃焼機器は販売できなくなります。

PSCマークの例

石油給湯機

石油ふろがま

石油ストーブ

ファンヒーター

石油燃焼機器の販売事業者の皆様へ

○石油燃焼機器の規制について

石油燃焼機器（石油給湯機・石油ふろがま・石油ファンヒーターを含む石油ストーブ）が、消費生活用製品安全法の特定製品に指定されました。製造・輸入事業者は国が定めた安全基準を満たしＰＳＣマークを表示した上で販売しなければなりません。

販売事業者は石油燃焼機器にＰＳＣマークが表示されていることを確認した上で販売していただくことになります。

P S C

PSCマーク

○規制の開始

本規制は平成２１年４月１日から施行されますが、施行後２年間の経過措置が設けられます。したがって、平成２３年４月１日からＰＳＣマークのない石油燃焼機器は販売できなくなります。

（注）ＰＳＣマークの付いている石油燃焼機器は、空焚き防止装置の設置義務付け、一酸化炭素濃度基準値遵守、カートリッジタンクのふたの改善、カートリッジ給油式に給油時消火装置設置義務付け、不完全燃焼防止装置設置義務付けなどが課され、より安全な製品になります。
（これは、重大事故が発生している石油燃焼機器の事故を防止するため、製品の欠陥だけではなく、消費者の誤使用や不注意を招きやすい構造・機能を改良する必要があることから、必要な安全基準を新たに講じることとしたものです）

【お問い合わせ先】
経済産業省商務流通グループ製品安全課
TEL 03-3501-4707、FAX 03-3501-6201

II　石油燃焼機器、リチウムイオン蓄電池及びガスコンロの製品指定について

（２）リチウムイオン蓄電池の製品指定

リチウムイオン蓄電池が製品指定されました

従来電気用品安全法の規制対象として、コンセントにつないで使用する電気用品のみを対象としていたところ、「**蓄電池**であって、政令で定めるもの」を**電気用品の定義に追加**して、規制の対象としました。　※平成２０年１１月２０日施行。（ただし、施行日以前に製造・輸入されたものは除く。）

- 政令において、単電池1個当たりの**体積エネルギー密度**が４００ワット**時毎**リットル**以上**の**リチウムイオン蓄電池**を指定。ただし、自動車用、原動機付自転車用、医療用機械器具用、産業用機械器具用及び特殊な構造のものは除く。
- リチウムイオン蓄電池の製造（輸入）事業者は、技術基準の適合義務、自主検査の実施によりPSEマークを表示することができます。また、PSEマークのないものは販売できません。
- 技術基準は、JIS C8712「密閉型小形二次電池の安全性」のうち、リチウムイオン蓄電池に係る事項をベースとして、**JIS** C8714「**携帯電子機器用リチウムイオン蓄電池の単電池及び組電池の安全性試験**」を上書きして作成。具体的には、**圧壊試験**、**外部短絡試験**、**外部加熱試験**、**強制内部短絡試験**等。

リチウムイオン
蓄電池の形態

ノートパソコン用

携帯電話用

ＰＳＥマークの例

II　石油燃焼機器、リチウムイオン蓄電池及びガスコンロの製品指定について

（３）ガスコンロの製品指定

ガスコンロが**製品指定**されました

家庭用ガスコンロを「ガス事業法」、「液化石油ガス法」の規制対象品目に指定し、技術基準省令において全口バーナーに**「調理油過熱防止装置」**と**「立ち消え安全装置」**の装着を義務付けました。
（平成２０年１０月１日施行、販売猶予期間１年）

法規制対象：バーナー１個当たり５．８ｋW以下、全てのバーナー総和１４ｋW以下
（オーブン付きは２１ｋW以下）のガスコンロ

製品指定によって、ＰＳマークの表示がないガスコンロは販売できなくなります。

ＰＳマークの例

卓上型一口ガスコンロ

業務用ガスコンロ

※業務用ガスコンロについては、調理油過熱防止装置、立ち消え安全装置の搭載免除を、卓上型一口ガスコンロについては、調理油過熱防止装置の搭載免除

調理油過熱防止装置と立ち消え安全装置

調理油過熱防止装置

立消え安全装置

風などで火が消えてしまった時は、立消え安全装置がガスをストップします。
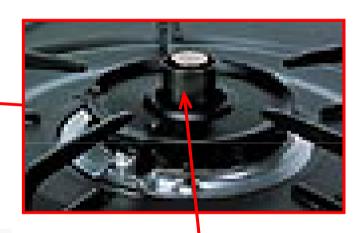
温度センサーがなべ底の温度を測定し、調理油が自然発火する約３６０℃に達する前にガスを自動的に止める装置です。（２５０℃～３００℃で作動。）

ご清聴ありがとうございました。

製品安全施策については、
経済産業省HPトップページの
このアイコンをクリック

トップページ | 経済産業省について | 政策別に探す | 組織別に探す | 窓口一覧 | ご意見・お問合せ

最近の動き

二階大臣、日・カタール合同経済委員会会合に出席、共同声明に署名(11月4日)

新着配信サービス
興味のあるカテゴリの新着情報をお届けします。
登録ページ

ピックアップ

資源高時代に対応した新成長ビジョン

新経済成長戦略 2008 改訂版

説明会のご案内

関連サイト・リンク

注目情報

- 電気・ガス料金における原燃料費調整額の激変緩和措置に関する認可について(10月31日)
- 排出量取引の国内統合市場の試行的実施及び国内クレジット制度、募集開始(10月22日)
- 10月31日から始まる緊急保証制度の効果的運用を各機関に要請(10月22日)
- ナート・インド商工大臣と二階経済産業大臣との共同声明(10月21日)
- 「新経済成長戦略のフォローアップと改訂」の閣議決定について(9月19日)

新着情報一覧(更新日:11月5日)

キーワードから探す

新経済成長戦略 / 家電リサイクル法 / 特定商取引法 / 電気用品安全法 / 地球温暖化対策 / 個人情報保護 / 3R政策 / 不正競争防止法 / 原子力等事故情報 / キッズデザインの輪 / 感性価値創造バンク / FTA/EPA / 政府広報

政策別に探す

全施策体系を見る

政策分野一覧

このページの先頭へ

製品安全ガイド - Microsoft Internet Explorer
ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)
戻る 検索 お気に入り
リンク Yahoo!ツールバー
アドレス(D) http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html
移動
製品安全ガイド
検索
文字サイズ： 小さく 標準 大きく
消費者のみなさまへ
事業者のみなさまへ
リコール情報
製品事故の検索
FAQ
事故情報報告フォーム
製品安全に関わる政策
公表文書
リンク集
長期使用製品安全点検・表示制度が始まります
（平成21年4月1日から） 詳しくはここをクリック！
石油燃焼機器が規制の対象になります
（平成21年4月1日から） 詳しくはここをクリック！
リチウムイオン蓄電池が規制の対象になります
（平成20年11月20日から） 詳しくはここをクリック！
PSE制度が見直されました
詳しくはここをクリック！
長年ご使用の家電製品にご注意下さい
詳しくはここをクリック！
新着情報 一覧へ
お知らせ 2008年07月4日
消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故におい
製品安全対策
優良企業
経済産業大臣表彰
経済産業省
お子様向け
資料はこちら
イベント情報 一覧へ
2008年7月8日
製品安全点検日セミナー（7月）
2008年7月～12月
長期使用製品安全点検・表示制度都道府県別説明会（7月～11月）
2008年6月20日～7月11日
長期使用製品安全点検・表
信頼済みサイト